

岩国市屋外広告物等に関する条例施行規則を次のように定める。

令和8年2月1日

岩国市長 福田良彦

## 岩国市規則第6号

### 岩国市屋外広告物等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩国市屋外広告物等に関する条例(令和7年条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 制限地域 条例第3条各号に掲げる地域、区間等をいう。
  - (2) 許可地域 条例第5条各号に掲げる区間又は地域をいう。
  - (3) 案内誘導広告物 条例第6条第4項に規定する広告物又は掲出物件をいう。
  - (4) 屋上広告物 建築物の屋上に定着させて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(パラペット、転落防止柵等に表示し、又は設置するものを含み、気球広告及び建築物の壁面に密着させて表示し、又は設置するものを除く。)をいう。
  - (5) 壁面・屋根面広告物 建築物の壁面又は屋根面に密着させて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(はり紙等を除く。)をいう。
  - (6) 塀・垣広告物 塀、垣その他これらに類するものに密着させて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件(はり紙等を除く。)をいう。
  - (7) 突出広告物 建築物の壁面に密着させずに、定着させて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。
  - (8) 自立式広告物 木製、金属製等のもので、地上に建てて表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。
- 2 この規則において、次の各号に掲げる条例別表に規定する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) はり紙等 はり紙、ポスター、ビラ、はり札その他これらに類するものをいう。
  - (2) 立看板等 立看板、立札その他これらに類するものをいう。
  - (3) 横断幕等 横断幕、懸垂幕、のれんその他これらに類するものをいう。
  - (4) 広告旗等 広告旗、のぼりその他これらに類するものをいう。
  - (5) 電柱、街灯柱等を利用する広告物又はこれを掲出する物件 電柱、街灯柱等から突き出し、若しくはこれらに巻きつけ、若しくは直接描いて表示する広告物(以下それぞれ「突出広告」、「巻付け広告」又は「直塗り広告」という。)又は突出広告を掲出する物件(立看板等を除く。)をいう。

(制限地域の区分)

第3条 制限地域は、地域の特性に応じて、次のとおり区分する。

- (1) 条例第3条第1項第1号に掲げる地域 次に掲げる地域
  - ア 第1種制限地域
  - イ 第2種制限地域

ウ 第3種制限地域

- (2) 条例第3条第1項第2号から第12号までに掲げる地域、区間等（条例第3条第1項第9号に規定する都市公園並びに同項第12号に規定する建造物及びその敷地のうち、前号に掲げる地域に存するものを除く。） 第4種制限地域

（許可の申請）

第4条 条例第5条、第6条第3項から第5項まで又は第11条第1項に規定する許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第10条第3項の規定により許可の期間を更新しようとする者は、当該許可の期間の満了の日の10日前までに申請書を市長に提出しなければならない。

（許可書の交付等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請をした者（次項において「申請者」という。）に屋外広告物等許可書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、屋外広告物等不許可通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（許可の基準）

第6条 条例第5条に規定する許可の基準は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

- 2 条例第6条第3項に規定する許可の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 別表第1及び別表第3に定める基準を満たすこと。

- (2) 一の事業所等につき自家用広告物及び特定屋内広告物（条例第6条第1項各号（第6号を除く。）及び第2項各号（第1号を除く。）に規定する広告物に準ずる特定屋内広告物を除く。第7条第4項第1号イ及び別表第3において同じ。）の表示面積の合計が次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準値以下であること。

区分	基準値
第1種制限地域	10平方メートル
第2種制限地域	20平方メートル
第3種制限地域	30平方メートル

備考 この表の規定にかかわらず、敷地面積が1,000平方メートルを超える事業所等については、次の算式により算定した値を基準値とする。ただし、当該値が50平方メートルを超える場合は、50平方メートルを基準値とする。

基準値×敷地面積／1,000平方メートル

- 3 条例第6条第4項に規定する許可の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 第1種制限地域又は第2種制限地域に表示し、又は設置するものであること。

(2) 別表第1及び別表第3に定める基準を満たすこと。

(3) 1面当たりの表示面積が1平方メートル以下かつ全体の表示面積が2平方メートル以下であること。

- (4) 一の誘導先につき3個以下であること。
- (5) 第1種制限地域又は第2種制限地域に住所又は事業所、営業所若しくは作業場その他これらに類する場所（次号において「住所等」という。）を有する者が表示し、又は設置するものであること。
- (6) 表示内容が自己の氏名、名称、店名又は商標、自己の事業又は営業の内容、自己の住所等への方向又は距離その他の案内誘導のために必要最小限のものであること。  
（適用除外となる広告物等の基準）

第7条 条例第6条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1（第2項を除く。）に規定する自家用広告物を表示し、又は設置する場合の例によること。

- (2) 表示面積が5平方メートル以下であること。

2 条例第6条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 寄贈者名等の表示面積が公益上必要な施設又は物件の面積（当該施設又は物件に対向したときの面積をいう。）の5分の1以下かつ0.5平方メートル以下であること。

- (2) 寄贈者名等の表示数が1施設又は1物件につき、原則として1個であること。

3 条例第6条第1項第7号の規則で定める基準は、別表第1第1項に規定する自家用広告物を表示し、又は設置する場合の例による。

4 条例第6条第2項第1号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 制限地域に表示し、又は設置する場合 次のア及びイに掲げる基準を満たすこと。

ア 別表第1第3項から第5項まで及び別表第3に規定する自家用広告物を表示し、又は設置する場合の例によること。

イ 一の事業所等につき自家用広告物及び特定屋内広告物の表示面積の合計が次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準値以下であること。

区分	基準値
第1種制限地域	5平方メートル
第2種制限地域	10平方メートル
第3種制限地域	10平方メートル
第4種制限地域	5平方メートル

- (2) 許可地域に表示し、又は設置する場合 次のア及びイに掲げる基準を満たすこと。

ア 別表第1第1項及び別表第2第2部に規定する自家用広告物を表示し、又は設置する場合の例によること。

イ 一の事業所等につき自家用広告物の表示面積の合計が10平方メートル以下であること。

5 条例第6条第2項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1（第2項を除く。）に規定する自家用広告物を表示し、又は設置する場合の例によること。

- (2) 表示し、又は設置する期間が30日以内であること。

- (3) 表示し、又は設置する年月日並びに当該広告物若しくはこれを掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者の住所及び氏名が明示されたものであること。ただし、冠婚葬祭、祭礼等のために表示する広告物又はこれを掲出する物件については、この限りでない。

(計画書等の提出)

第8条 条例第7条第2項の規定による計画書等の提出は、申請書に是正計画書兼誓約書(様式第4号)を添付して行わなければならない。

(許可の期間)

第9条 条例第10条第1項の許可の期間は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) はり紙等、立看板等、横断幕等、広告旗等及び気球広告 3か月以内
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 3年以内

(軽微な変更等)

第10条 条例第7条第3項及び第11条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法を変更することなく修理し、補強し、又は塗り替える場合
- (2) 一の許可の期間において、当該許可に係る掲出物件に同一の業務に関する広告物を定期的に取り替えて表示する場合

(点検)

第11条 条例第14条第1項の規定による点検は、広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況について行わなければならない。

2 条例第14条第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げる広告物又は掲出物件とする。

- (1) はり紙等
- (2) 立看板等
- (3) 横断幕等
- (4) 広告旗等
- (5) 気球広告
- (6) 電柱、街灯柱等を利用する広告物(巻付け広告及び直塗り広告に限る。)
- (7) 壁面又は屋根面に描かれた広告物

3 条例第14条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条の2第1項に規定する建築物調査員資格者証の交付を受けている者
- (3) 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者

(点検の結果の報告)

第12条 条例第14条第3項の規定による報告をしようとする者は、申請書を提出する際に、

併せて条例第14条第1項の規定による点検（当該申請書の提出前3か月以内に行われたものに限る。）の結果について記載した屋外広告物等安全点検報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（身分証明書の様式）

第13条 次の各号に掲げる証明書は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第19条の身分を示す証明書 様式第6号
- (2) 条例第26条第2項の身分を示す証明書 様式第7号

（保管物件一覧簿の様式等）

第14条 条例第21条第2項の保管物件一覧簿は、様式第8号によるものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める場所は、景観整備課とする。

（受領書の様式）

第15条 条例第25条の受領書は、様式第9号によるものとする。

（届出の様式等）

第16条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第29条第1項又は第2項の規定による届出 屋外広告物等表示者・設置者・管理者設置（変更）届（様式第10号）
- (2) 条例第29条第3項の規定による届出 屋外広告物等滅失届（様式第11号）
- (3) 条例第29条第4項の規定による届出 屋外広告物等表示者・設置者・管理者氏名等変更届（様式第12号）

2 第4条第1項の規定による申請（条例第11条第1項に規定する許可に係るものを除く。）があった場合において、申請書に条例第28条に規定する広告物又は掲出物件を管理する者が記載されていたときは、当該申請をもって条例第29条第1項の規定による届出があったものとみなす。

（特定屋内広告物の基準）

第17条 条例第33条の規則で定める基準は、別表第1第3項及び第4項に規定する自家用広告物を表示し、又は設置する場合の例による。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

別表第1（第6条、第7条、第17条関係）

区分	基準
1 許可地域において自家用広告物を表示し、又は設置する場合	(1) 岩国市景観計画との整合 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定による岩国市景観計画に定める景観形成基準（以下「景観形成基準」という。）に適合するものであること。 (2) 安全対策 ア 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。 イ 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであ

	<p>ること。</p> <p>ウ 道路交通の安全を阻害しない位置に設置するものであること。</p> <p>(3) 照明</p> <p>ア 電球、ネオン管等が原則として露出していないものであること。</p> <p>イ 点滅速度が緩やかなものであること。</p>
2 許可地域において自家用広告物以外の広告物を表示し、又は設置する場合	<p>(1) 第1項に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(2) 色彩</p> <p>ア 蛍光色を使用していないこと。</p> <p>イ 文字、写真その他の具体的な図柄以外の色（以下「地色」という。）にR（赤）又はY（黄）系の色相を使用する場合にあつては、その彩度が原則として10以下であること。</p>
3 第1種制限地域において自家用広告物又は案内誘導広告物を表示し、又は設置する場合	<p>(1) 第1項に掲げる基準（照明の基準を除く。）を満たすこと。</p> <p>(2) 色彩</p> <p>ア 蛍光色を使用していないこと。</p> <p>イ 地色の彩度が4以下（Y（黄）又はY R（橙）系の色相を使用する部分については、8以下）であること。ただし、写真及び景観形成基準に適合した建築物に附属する和風の意匠ののれんについては、この限りでない。</p> <p>(3) 照明</p> <p>ア 光源に色彩を付けていないこと。</p> <p>イ 回転灯その他の可動式照明、ネオンサイン、点滅式照明、電光掲示板、デジタルサイネージ等を使用していないこと。</p>
4 第2種制限地域又は第3種制限地域において自家用広告物又は案内誘導広告物を表示し、又は設置する場合	<p>(1) 前項に掲げる基準（色彩の基準を除く。）を満たすこと。</p> <p>(2) 色彩</p> <p>ア 蛍光色を使用していないこと。</p> <p>イ 地色の彩度が4以下（Y（黄）又はY R（橙）系の色相を使用する部分については8以下、G（緑）、G Y（黄緑）、B（青）又はB G（青緑）系の色相を使用する部分については7以下）であること。ただし、写真及び景観形成基準に適合した建築物に附属する和風の意匠ののれん（第2種制限地域において設置するのれんに限る。）については、この限りでない。</p>
5 第4種制限地域において自家用広告物を表示し、又は設置する場合	<p>第1項に掲げる基準を満たすこと。</p>

備考

- 1 「彩度」及び「色相」とは、日本産業規格 Z 8721に定めるマンセル表色系における彩度及び色相をいう。
- 2 この表のいずれの区分にも該当しない広告物又は掲出物件については、同表第2項に掲げる基準を適用する。

別表第2（第6条、第7条関係）

用途	形態	基準
1 自家用広告物以外の広告物を表示し、又は設置する場合	1 屋上広告物	(1) 高さが建築物の高さの3分の2以下であること。 (2) 地上から広告物及び掲出物件の上端までの高さが46メートル以下であること。 (3) 建築物の壁面から突き出さないものであること。 (4) 建築物1棟につき原則として1個であること。
	2 気球広告	前項に掲げる基準を満たすこと。
	3 壁面・屋根面広告物	(1) 同一の面に表示し、又は設置する壁面・屋根面広告物の表示面積（当該壁面・屋根面広告物に対向したときの面積をいう。）の合計が当該面の2分の1以下かつ20平方メートル以下であること。 (2) 壁面又は屋根面の端から突き出さないものであること。
	4 塀・垣広告物	(1) 同一の面に表示し、又は設置する塀・垣広告物の表示面積（当該塀・垣広告物に対向したときの面積をいう。）の合計が当該面の2分の1以下かつ20平方メートル以下であること。 (2) 塀、垣等の端から突き出さないものであること。
	5 突出広告物	(1) 建築物の壁面から突き出す幅が1.5メートル以下であること。 (2) 表示面積が20平方メートル以下であること。 (3) 地上から広告物及び掲出物件の下端までの高さが歩道上にあっては2.5メートル以上、車道又は歩道と車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。
	6 自立式広告物	(1) 原則として道路又は鉄道等に平行に表示し、又は設置するものであること。 (2) 高架下に表示し、又は設置する場合 ア 表示面積（当該自立式広告物に対向したときの面積をいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以下であること。 イ 地上から広告物及び掲出物件の上端までの高さが5メートル以下であること。

		<p>(3) 高速自動車国道又は山陽新幹線から展望することができる地域に表示し、又は設置する場合</p> <p>ア 他の自立式広告物との距離が300メートル以上離れていること。ただし、高速自動車国道又は山陽新幹線のうち、10戸以上の家屋が連たんして接続する区間から展望することができる地域については、この限りでない。</p> <p>イ 表示面積が50平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 地上から広告物及び掲出物件の上端までの高さが広告塔にあつては30メートル以下、広告板にあつては10メートル以下であること。ただし、市街地（条例第5条第1号の規定により指定された高速自動車国道又は山陽新幹線の区間に接続する両側それぞれ10m以内の地域をいう。）に表示し、又は設置する場合は、5メートル以下であること。</p> <p>(4) 道路（高速自動車国道を除く。以下この項において同じ。）又は鉄道等（山陽新幹線を除く。以下この項において同じ。）から展望することができる地域に表示し、又は設置する場合</p> <p>ア 他の自立式広告物との距離が100メートル以上離れていること。ただし、道路又は鉄道等のうち、10戸以上の家屋が連たんして接続する区間から展望することができる地域については、この限りでない。</p> <p>イ 表示面積が30平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 地上から広告物及び掲出物件の上端までの高さが木製その他これに類するものにあつては10メートル以下、金属製その他これに類するものにあつては15メートル以下であること。ただし、市街地（条例第5条第1号の規定により指定された道路の区間に接続する両側それぞれ10メートル以内の地域をいう。）に表示し、又は設置する場合は、5メートル以下であること。</p>
7	はり紙等	<p>(1) 1枚当たりの表示面積が原則として1平方メートル未満であること。</p> <p>(2) 同一の表示内容のものは、1か所につき2枚以下であること。</p>
8	立看板等	<p>(1) 大きさ（脚部を除く。）が縦2メートル以下、横1</p>

		<p>メートル以下であること。</p> <p>(2) 脚部の長さが0.5メートル以下であること。</p>
9	横断幕等	<p>(1) 大きさが縦1.5メートル以下、長さ15メートル以下であること。</p> <p>(2) 地上から広告物及び掲出物件の下端までの高さが歩道上にあっては2.5メートル以上、車道又は歩道と車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。</p>
10	広告旗等	<p>(1) 大きさが縦5メートル以下、横1メートル以下であること。</p> <p>(2) 地上から広告物の下端までの高さが歩道上にあっては2.5メートル以上、車道又は歩道と車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。</p>
11	アーチ広告又はアーケード広告	<p>(1) 表示面積が30平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 地上から広告物及び掲出物件の下端までの高さが歩道上にあっては2.5メートル以上、車道又は歩道と車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。</p> <p>(3) 文字等が骨組みからはみ出さないものであること。</p>
12	消火栓標識を利用する広告物又はこれを掲出する物件	<p>(1) 消火栓標識1本につき1個であること。</p> <p>(2) 大きさが縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(3) 地上から広告物及び掲出物件の下端までの高さが歩道上にあっては2.5メートル以上、車道又は歩道と車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。</p> <p>(4) 取り付ける位置が標識板の下部であり、かつ、その方向が標識板の方向と同一であること。</p>
13	電柱、街灯柱等を利用する広告物又はこれを掲出する物件	<p>(1) 電柱、街灯柱等1本につき、突出広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個であること。</p> <p>(2) 支柱又はこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること。</p> <p>(3) 突出広告の場合</p> <p>ア 大きさが縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下であること。</p> <p>イ 地上から広告物及び掲出物件の下端までの高</p>

		<p>さが歩道上にあっては2.5メートル以上、車道又は歩道と車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。</p> <p>ウ 道路上にあっては、取り付ける方向が原則として道路の中心線に対し反対方向であり、かつ、道路の中心線と直角であること。</p> <p>(4) 巻付け広告又は直塗り広告の場合</p> <p>ア 長さが1.8メートル以下であること。</p> <p>イ 地上から広告物の下端までの高さが1.2メートル以上であること。</p>
2 自家用広告物を表示し、又は設置する場合	1 屋上広告物	<p>(1) 地上から広告物及び掲出物件の上端までの高さが46メートル以下であること。</p> <p>(2) 建築物の壁面から突き出さないものであること。</p>
	2 気球広告	前項に掲げる基準を満たすこと。
	3 壁面・屋根面広告物	壁面又は屋根面の端から突き出さないものであること。
	4 突出広告物	<p>(1) 建築物の壁面から突き出す幅が1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 地上から広告物及び掲出物件の下端までの高さが歩道上にあっては2.5メートル以上、車道又は歩道と車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。</p>
	5 自立式広告物	地上から広告物及び掲出物件の上端までの高さが15メートル以下であること。
	6 立看板等	脚部の長さが0.5メートル以下であること。
	7 横断幕等	地上から広告物及び掲出物件の下端までの高さが歩道上にあっては2.5メートル以上、車道又は歩道と車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。
	8 広告旗等	地上から広告物の下端までの高さが歩道上にあっては2.5メートル以上、車道又は歩道と車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。
	9 アーチ広告又はアーケード広告	<p>(1) 地上から広告物及び掲出物件の下端までの高さが歩道上にあっては2.5メートル以上、車道又は歩道と車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。</p> <p>(2) 文字等が骨組みからはみ出さないものであること。</p>
	10 消火栓標	第1部第12項に掲げる基準を満たすこと。

	識を利用する広告物又はこれを掲出する物件	
	11 電柱、街灯柱等を利用する広告物又はこれを掲出する物件	第1部第13項に掲げる基準を満たすこと。

別表第3（第6条、第7条関係）

区分	形態	基準
1 第1種制限地域において自家用広告物又は案内誘導広告物を表示し、又は設置する場合	1 屋上広告物	表示し、又は設置してはならない。
	2 気球広告	表示し、又は設置してはならない。
	3 壁面・屋根面広告物	(1) 同一の面に表示し、又は設置する壁面・屋根面広告物、はり紙等又は特定屋内広告物（以下この項において「広告物等」という。）の表示面積（当該広告物等に対向したときの面積をいう。）の合計が当該面の5分の1以下であること。 (2) 壁面又は屋根面の端から突き出さないものであること。 (3) 同一の表示内容のものは、各面につき1個であること。
	4 塀・垣広告物	(1) 同一の面に表示し、又は設置する塀・垣広告物、はり紙等又は特定屋内広告物（以下この項において「広告物等」という。）の表示面積（当該広告物等に対向したときの面積をいう。）の合計が当該面の5分の1以下であること。 (2) 塀、垣等の端から突き出さないものであること。 (3) 同一の表示内容のものは、各面につき1個であること。
	5 突出広告物	(1) 建築物の壁面から突き出す幅が0.5メートル以下であること。 (2) 表示面積が5平方メートル以下であること。 (3) 地上から広告物及び掲出物件の上端までの高さが建築物の壁面の高さ以下であること。 (4) 地上から広告物及び掲出物件の下端までの高さが歩道上にあっては2.5メートル以上、車道又は歩

		道と車道の区別のない道路上にあつては4.5メートル以上であること。 (5) 建築物1棟につき1個であること。
	6 自立式広告物	(1) 1面当たりの表示面積(当該自立式広告物に対向したときの面積をいう。)が5平方メートル以下であること。 (2) 地上から広告物及び掲出物件の上端までの高さが10メートル以下であること。ただし、当該自立式広告物に係る建築物と同一敷地に表示し、又は設置する場合であつて、当該建築物の高さが10メートル未満のときは、当該建築物の高さ以下であること。 (3) 一の事業所等につき1個(1棟の建築物に複数の事業所等が入る場合にあつては、集合広告物1個)以下であること。
	7 はり紙等	(1) 1枚当たりの表示面積が原則として1平方メートル未満であること。 (2) 同一の表示内容のもの(当該はり紙等と同一の場所に特定屋内広告物を表示している場合は、これを含む。)は、1か所につき2枚以下であること。
	8 立看板等	別表第2第1部第8項に掲げる基準を満たすこと。
	9 横断幕等	別表第2第2部第7項に掲げる基準を満たすこと。
	10 広告旗等	別表第2第1部第10項に掲げる基準を満たすこと。
	11 アーチ広告又はアーケード広告	表示し、又は設置してはならない。
	12 消火栓標識を利用する広告物又はこれを掲出する物件	別表第2第1部第12項に掲げる基準を満たすこと。
	13 電柱、街灯柱等を利用する広告物又はこれを掲出する物件	別表第2第1部第13項に掲げる基準を満たすこと。
2 第2種制限地域又は第3種制限	1 屋上広告物	軒、ひさし、下屋等に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その高さが3メートル以下かつ上端が建築物の大棟を超えないものであること。この

地域において自家用広告物又は案内誘導広告物を表示し、又は設置する場合		場合において、表示面積の基準は、第3項に掲げる基準の例による。
	2 気球広告	表示し、又は設置してはならない。
	3 壁面・屋根面広告物	<p>(1) 同一の面に表示し、又は設置する壁面・屋根面広告物、はり紙等又は特定屋内広告物（以下この項において「広告物等」という。）の表示面積（当該広告物等に対向したときの面積をいう。）の合計が当該面の3分の1以下であること。</p> <p>(2) 壁面又は屋根面の端から突き出さないものであること。</p> <p>(3) 同一の表示内容のものは、各面につき1個であること。</p>
	4 塀・垣広告物	<p>(1) 同一の面に表示し、又は設置する塀・垣広告物、はり紙等又は特定屋内広告物（以下この項において「広告物等」という。）の表示面積（当該広告物等に対向したときの面積をいう。）の合計が当該面の3分の1以下であること。</p> <p>(2) 塀、垣等の端から突き出さないものであること。</p> <p>(3) 同一の表示内容のものは、各面につき1個であること。</p>
	5 突出広告物	<p>(1) 建築物の壁面から突き出す幅が1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 表示面積が10平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 地上から広告物及び掲出物件の上端までの高さが建築物の壁面の高さ以下であること。</p> <p>(4) 地上から広告物及び掲出物件の下端までの高さが歩道上にあっては2.5メートル以上、車道又は歩道と車道の区別のない道路上にあっては4.5メートル以上であること。</p> <p>(5) 同一の表示内容のものは、1事業所につき1個であること。</p>
	6 自立式広告物	<p>(1) 1面当たりの表示面積（当該自立式広告物に対向したときの面積をいう。）が10平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 地上から広告物及び掲出物件の上端までの高さが10メートル以下であること。</p> <p>(3) 一の事業所等につき1個（当該事業所等が複数の道路に面する場合にあっては、各道路面に対してそれぞれ1個）以下であること。</p>

	7 はり紙等	第1部第7項に掲げる基準を満たすこと。
	8 立看板等	別表第2第1部第8項に掲げる基準を満たすこと。
	9 横断幕等	別表第2第2部第7項に掲げる基準を満たすこと。
	10 広告旗等	別表第2第1部第10項に掲げる基準を満たすこと。
	11 アーチ広告又はアーケード広告	表示し、又は設置してはならない。
	12 消火栓標識を利用する広告物又はこれを掲出する物件	別表第2第1部第12項に掲げる基準を満たすこと。
	13 電柱、街灯柱等を利用する広告物又はこれを掲出する物件	別表第2第1部第13項に掲げる基準を満たすこと。
3	第4種制限地域において自家用広告物を表示し、又は設置する場合	別表第2第2部に掲げる基準を満たすこと。